

一般社団法人 岡山県医療ソーシャルワーカー協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人岡山県医療ソーシャルワーカー協会という。

(事務所)

第2条 本会は主たる事務所を岡山県倉敷市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、医療ソーシャルワークの発展を期するため、医療ソーシャルワーカーの専門的知識及び技術の向上を図り、もってすべての人々の医療と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 医療ソーシャルワークの専門的知識および技術の向上に関する事業
- (2) 医療ソーシャルワークの調査・研究に関する事業
- (3) 医療ソーシャルワークの普及・啓発に関する事業
- (4) 関係機関等との連携に関する事業
- (5) 関係機関等からの要請に基づいて実施する委託事業
- (6) その他、本会の目的達成に必要と認められる事業

第3章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は次の3種とする。

- (1) A会員は、社会福祉士、精神保健福祉士または、社会福祉主事の資格を有し、岡山県内の保健医療機関で現にソーシャルワーク業務に従事する者とする。
- (2) B会員は、本会の趣旨に賛同し、医療ソーシャルワークの推進に協力する個人とする。
- (3) C会員は、本会の趣旨に賛同し、医療ソーシャルワークの推進に協力する団体とする。

2 A会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。なお、社員総会においてA会員は議決権を有し、その他の会員は議決権を有しないものとする。

(会員の義務)

第6条 当法人の会員は、本定款を遵守し、当法人の目的の達成に務め事業の執行に積極的に活動する。

2 会員で医療ソーシャルワーカーの業務に従事する者は、理事会において別に定める岡山県医療ソーシャルワーカー協会倫理綱領（以下、「倫理綱領」という。）を遵守し、資質及び学術の向上に努める。

(会費)

第7条 本会のA及びB会員は社員総会において別に定める額の入会金、会費を、C会員は会費を支払う義務を負う。

2 既納の会費は返還しないものとする。

(入会)

第8条 本会の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を提出し、会長の承認を得なければならない。

(任意退会)

第9条 本会を退会しようとする者はその旨を会長に届けて退会することができる。

(除名)

第10条 当法人の会員が次のいずれに該当するかに至ったときは、社員総会の決議により当該会員等を除名することができる。

(1) 本定款及び倫理綱領並びにその他の規則に違反したとき。

(2) 当法人の名誉を傷つけ、または当法人の目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(倫理綱領違反の懲戒)

第11条 当法人の会員が、倫理綱領に違反する行為があったと申し立てられ、理事会が懲戒相当と判断するときは懲戒処分を決定することができる。

2 懲戒処分に関する事項は、理事会において別に定めるものとする。

(退会事由)

第12条 当法人の会員は、次のいずれかに該当するに至ったときに退会する。

(1) 死亡したとき。

(2) 失踪宣告を受けたとき。

(3) 後見開始又は保佐開始の当該審判が確定したとき。

(4) 入会金の納入が期日までなかったとき。

(5) A会員においては、会費を2年以上納入しないときは退会したものとみなす。B会員は2年以上、C会員は5年以上納入のないときに退会したものとみなす。

(除名、資格喪失等に伴う権利及び義務)

第13条 当法人の会員が、退会(除名処分を含む)したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。

但し、未履行の義務はこれを免れることはできない。また、除名処分を受けた者の再入会はこれを認めないものとする。

(抛出金品の不返還)

第14条 当法人は、当法人の会員が既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、これを返還しないものとする。

第4章 社員総会

(総会)

第15条 社員総会は、会長が招集し、A会員の過半数が出席しなければ開催することができない。

- 2 定時総会は、毎事業年度の末日の翌日から3か月以内に開催し、臨時総会は必要がある場合には、いつでも開催することができる。
- 3 社員総会の議長は、社員総会において出席A会員の中から選出する。
- 4 A会員で社員総会に出席できない時は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又は他の会員にその権限を委任することができる。
- 5 社員総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

(招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総A会員の議決権の10分の1以上の議決権を有するA会員は、理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(招集手続)

第17条 社員総会を招集するには、一般法人法第38条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、社員総会の日の一週間前までに、A社員に対して招集通知を発するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、社員総会は、A会員の全員の同意があるときは、一般法人法第38条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(決議)

第18条 社員総会にはからなければならない事項は、次のとおりとする。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 計算書類等の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 前各号の他、一般法人法に規定する事項又は定款で定めた事項

第5章 役員

(役員の設定)

第19条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上20名以内
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を会長とする。
 - 3 会長を除く、理事のうちから理事会の決議をもって、2名以内を副会長、1名以内を事務局長とすることができる。
 - 4 第2項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、当法人の代表権をもつ者とする。また、副会長、事務局長、財務部長、研修部長、広報部長を常任理事とし、一般法人法に定める業務執行理事とする。
 - 5 理事および監事はA会員の中から選挙により選出する。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、事務局長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならないものとする。なお、監事についても同様とする。
- 5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者、及びその他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。なお、監事についても同様とする。

（役員職務）

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款で定めるところにより、当法人の職務を執行する。

- 2 会長は、法令及び本定款で定めるところにより、当法人を代表し、当法人の職務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、当法人の業務を執行する。また会長に事故又は支障があるときは、予め理事会の決議によって定めた順序により、その業務を代理若しくは代行する。
- 4 事務局長は、当法人事務の総括を行う。
- 5 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。
- 6 監事は、理事の職務執行を監査し、法令の定めるところにより監査報告を作成するとともに社員総会に報告する。また、監事はその職務を執行するため、いつでも理事に対して事業の報告を求め、あるいは当法人の業務及び財産の状況について調査することができる。

（役員任期）

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事または監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

（顧問）

第23条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 顧問は会長の諮問に応じる。

第6章 理事会

（構成）

第24条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）

第25条 理事会は、次の事項を審議する。

- (1) 当法人の業務執行決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 総会に附議すべき事項

(5) その他本会の運営に関する事項

(招集)

第26条 理事会は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長が欠けた時又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第27条 理事会の議長は、会長が行う。

2 理事会の議事は、理事の過半数の者が出席し、その過半数の同意をもって決する。

(議事録)

第28条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 代表理事及び出席した監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 会計

(財産の構成)

第29条 当法人の財産は次の各号に定めるものをもって構成する。

(1) 入会金及び会費並びに臨時会費

(2) 助成金及び補助金並びに交付金

(3) 寄付金品

(4) 事業にともなう収入

(5) 受託事業にともなう収入

(6) 資産より生ずる収入

(7) その他の収入

(事業年度)

第30条 当法人の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第31条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次に掲げる各号の書類を作成し、第1号、第3号及び第4号の書類については定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、定款及び会員名簿を当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の制限)

第32条 当法人は、剰余金の分配をすることができない

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 33 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 34 条 当法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 35 条 この法人が清算する場合において、有する残余財産は、社員総会の決議を経て公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年 6 月 2 日法律第 49 号）により認定された類似の事業を目的とする団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

第 36 条 この法人の公告は、本会の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附則

1 この法人の設立時社員の氏名及び住所は、次の通りとする。

〇〇〇〇〇〇

石 橋 京 子

〇〇〇〇〇〇

内 藤 絵 里

〇〇〇〇〇〇

森 田 千 賀 子

〇〇〇〇〇〇

原 田 久 美 子

〇〇〇〇〇〇

田 中 渉

〇〇〇〇〇〇

池 田 恵 子

2 当法人の設立時代表理事は、設立時理事の互選によって選定する。

3 (会員等の移行)

当法人の設立時において、当法人の前身体体である岡山県医療ソーシャルワーカー協会の会則第 5 条に定める会員等で、岡山県医療ソーシャルワーカー協会の解散時において、当法人への入会移行について拒否の意思を明示した者以外は、次の各号により取り扱うものとする。

(1) 岡山県医療ソーシャルワーカー協会会則第 5 条第 1 項に定める A 会員であった者は、当法人における入会手続及び会員登録手続を経ることなく、また入会金の支払義務を負うことなく第 5 条第 1 項に定める A 会員とする。

(2) 岡山県医療ソーシャルワーカー協会会則第 5 条第 1 項に定める B 会員であった者は、当法人における入会手続及び会員登録手続を経ることなく、また入会金の支払義務を負うことなく第 5 条第 1 項に定める B 会員とする。

(3) 岡山県医療ソーシャルワーカー協会会則第 5 条第 1 項に定める C 会員であった者は、当法人における入会手続及び会員登録手続を経ることなく、第 5 条第 1 項に定める C 会員とする。

4（設立時理事、設立時監事の任期）

設立時理事、設立時監事の任期は、設立後最初の定時総会で任期満了とする。

令和 年 月 日

これは当法人の現行定款に相違ありません。

岡山県倉敷市玉島乙島4030番地 玉島病院内
一般社団法人 岡山県医療ソーシャルワーカー協会
代表理事 森 田 千賀子